

# 令和8年度 町民税・県民税の申告の手引き

紀美野町

## 申告の必要がある方

令和8年1月1日現在において紀美野町内に住所がある方は、次の(1)から(3)に該当する方を除き、前年中(1月1日から12月31日の間)の所得を申告していただく必要があります。  
(1月2日以降に町外へ転出された場合でも、紀美野町で町民税・県民税の申告を行ってください。)

## ■申告不要の方

- (1) 所得税の確定申告をされる方
- (2) 前年中の所得が1か所からの給与収入のみで年末調整がお済みの方
- (3) 公的年金等に係る収入のみで次に該当する方
  - ▶65歳以上(昭和36年1月1日以前に生まれた方)の場合、年金収入が148万円以下の方 <非課税>
  - ▶65歳未満(昭和36年1月2日以後に生まれた方)の場合、年金収入が98万円以下の方 <非課税>  
(遺族年金、障害年金などの非課税年金のみの方は、所得がない旨の申告をしていただく必要があります。)

※(2)(3)については、会社や年金支払者から町あてに支払報告書が提出されている必要があります。

※(2)(3)のうち、源泉徴収票に記載された内容以外の申告が必要な方は、町民税・県民税の申告書を提出してください。(例:医療費控除、社会保険料・生命保険料等控除、寡婦・ひとり親・扶養控除等の誤りなど)

## ■申告を要する方

### 上記「申告不要の方」にあてはまらない方

(自営業や農業、個人年金、シルバー人材センター分配金、在宅育児支援給付金、在宅育児手当、高校生世代応援手当、心身障害自在宅扶養手当、土地・建物に係る賃貸収入などご自身で申告する必要がある方や各所得控除を申告する必要がある方)

### ◆給与所得のある方で、勤務先から紀美野町あてに給与支払報告書が提出されていない場合

(地方税法により給与支払者は市町村への給与支払報告書の提出義務がありますが、提出されていない場合があります。勤務先の給与担当者にご確認ください。)

### ◆所得がない方や非課税所得のみの方で次に該当する方

(所得金額は「0円」で申告していただきます。)

- ▶ 非課税所得のみの方(遺族年金、障害年金、雇用保険法による失業給付等受給者など)
- ▶ 所得がない旨の申告を要する方(非課税証明等が必要な方、国保税や後期高齢者医療保険料等の軽減を受けられる方、各種手当や助成金等を受給される方、保育料を納められる方、公営住宅に入居されている方など)

## 町民税・県民税・森林環境税のしくみ

町民税・県民税は、所得金額の多少にかかわらず均一に負担いただく「均等割」と所得金額に応じて負担いただく「所得割」の合計で課税されます。(課税額は6月に確定します。)

令和6年度から国内に住所を有する個人に対して町民税・県民税均等割の枠組みを用いて森林環境税が新たに国税として課税されます。

均等割額 ※		
町民税	県民税	森林環境税
3,000円	1,500円	1,000円

所得割額	
計算方法…(所得金額 - 所得控除額) × 税率 - 税額控除額	
町民税	県民税
税率 一律6%	税率 一律4%

※県民税の均等割額には、紀の国森づくり税の500円が含まれています。

◎次に該当する方は、町民税・県民税・森林環境税が非課税になります。

◆均等割・所得割・森林環境税が課税されない方

- ① 生活保護法による生活扶助を受けている方
- ② 障害者(障害者手帳等や障害者控除認定書)、未成年者、寡婦又はひとり親で、前年中の合計所得金額が135万円以下の方
- ③ 前年中の合計所得金額が、次の額以下の方
  - ・扶養親族等がいない方…38万円
  - ・扶養親族等がいる方…28万円 × (同一生計配偶者+扶養親族数+1人) + 26万8千円

◆所得割が課税されない方

- ④ 前年中の総所得金額等が、次の額以下の方
  - ・扶養親族等がいない方…45万円
  - ・扶養親族等がいる方…35万円 × (同一生計配偶者+扶養親族数+1人) + 42万円

扶養親族等の数	③均等割・所得割等非課税	④所得割のみ非課税
0人	合計所得 380,000円以下	総所得等 450,000円以下
1人	合計所得 828,000円以下	総所得等 1,120,000円以下
2人	合計所得 1,108,000円以下	総所得等 1,470,000円以下
3人	合計所得 1,388,000円以下	総所得等 1,820,000円以下
4人	合計所得 1,668,000円以下	総所得等 2,170,000円以下
5人	合計所得 1,948,000円以下	総所得等 2,520,000円以下

申告書の書き方

■「1収入金額等」欄について

所得の種類ごとに、前年中の「収入金額」を記入してください。

収入金額とは、収入する権利が確定した金額のことで、未収入金や自家消費分も含まれます。

所得の種類		所 得 の 生 ず る 場 所
事 業	営 業 等	① 営業(建設業、製造業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、保険外交員、不動産業、飲食店、宿泊業、サービス業、その他収益事業) ② 自由業(医師、歯科医師、獣医、弁護士、司法書士、税理士、公認会計士、作家、画家、彫刻家、作曲家、音楽家、茶道・生花・舞踊の師匠、芸能家、私塾の経営者など)
	農 業	米、野菜、花、果樹などの栽培・生産、農家が兼営する家畜などの飼育など
不 動 産		建物や土地などの不動産収入、借地権などの権利金
利 子		公社債及び預貯金の利子等(所得税の源泉分離課税の対象となるものを除きます。)
配 当		法人から受ける利益の配当、株式の配当、剰余金の分配など
給 与		給与、賃金、賞与、歳費など(正社員、パート、アルバイト、事業専従者など)
雜	公的年金等	国民年金や厚生年金、恩給、確定給付企業年金、確定拠出企業年金など
	業 務	原稿料、講演料、シルバー人材センターの配分金などの業務に係る収入による所得
	そ の 他	生命保険契約などに基づく年金(個人年金)、在宅育児支援事業給付金など
総 合 譲 渡		車両、機械、営業権、ゴルフ会員権など不動産以外の資産の譲渡
短 期		保有期間が5年以下の資産
長 期		保有期間が5年を超える資産
一 時		法人から贈与を受けた金品、懸賞当選品、競輪・競馬の払戻金、生命保険の満期金や解約金、遺失物の拾得による報労金など、臨時・偶発的なもので対価性のないもの

## ■「2所得金額」欄について

所得の種類ごとに、次の計算式により算出した金額を記入してください。

給与、公的年金等(雑所得)については、9 ページ「別表1」及び 10 ページ「別表2」の計算式により算出した金額となります。

$$[収入金額] - [収入から差し引かれる金額] = [所得金額]$$

※収入から差し引かれる金額とは、その収入を得るために直接要した費用のことです。

売上原価、販売費、人件費、管理費、減価償却費、修繕費、地代・家賃・損害保険料、租税公課、給料賃金(給与支払報告書を提出したもの)、事業専従者給与・控除、水道光熱費、交際費など(明細を申告書の裏面に記入してください。)

## ■「3所得から差し引かれる金額に関する事項」欄、「4所得から差し引かれる金額」欄について

それぞれ該当する控除額等を記入してください。

(町民税・県民税と所得税の控除額が異なるものがありますのでご注意ください。)

### ⑬社会保険料控除(健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料など)

町民税・県民税	所 得 税(参 考)
「支払った」又は「給与、年金から控除された社会保険料」の合計額	

### ⑭生命保険料控除(生命保険料や介護医療保険料、個人年金保険料の支払があった場合)

#### (1)新契約(平成 24 年 1 月 1 日以降に締結した保険契約等)に基づく場合の控除額

区分	町民税・県民税		所 得 税(参 考)	
	保険料	控除額	保険料	控除額
一般	12,000 円以下	保険料の全額	20,000 円以下	保険料の全額
	12,001 円～ 32,000 円	保険料×0.5 + 6,000 円	20,001 円～ 40,000 円	保険料×0.5 + 10,000 円
	32,001 円～ 56,000 円	保険料×0.25 + 14,000 円	40,001 円～ 80,000 円	保険料×0.25 + 20,000 円
	56,001 円以上	28,000 円	80,001 円以上	40,000 円
介護医療	「一般」の場合と同じ		「一般」の場合と同じ	
個人年金	「一般」の場合と同じ		「一般」の場合と同じ	
控除上限	あわせて 70,000 円		あわせて 120,000 円	

(2)旧契約(平成23年12月31日以前に締結した保険契約等)に基づく場合の控除額

区分	町民税・県民税		所得税(参考)	
	保険料	控除額	保険料	控除額
一般	15,000円以下	保険料の全額	25,000円以下	保険料の全額
	15,001円～40,000円	保険料×0.5+7,500円	25,001円～50,000円	保険料×0.5+12,500円
	40,001円～70,000円	保険料×0.25+17,500円	50,001円～100,000円	保険料×0.25+25,000円
	70,001円以上	35,000円	100,001円以上	50,000円
個人年金	「一般」の場合と同じ		「一般」の場合と同じ	
控除上限	あわせて70,000円		あわせて100,000円	

※(1)と(2)の両方の保険契約等に係る控除がある場合

新旧双方の保険契約等に係る控除がある場合は、(a)新制度のみで申告、(b)旧制度のみで申告、(c)新旧制度両方での申告の3通りのいずれかを選んで申告できます。(c)の新旧制度両方で申告する場合は、それぞれの計算式で求めた合計額が控除されますが、町民税・県民税の控除上限額は28,000円です。

⑯地震保険料控除(地震保険料、旧長期損害保険料の支払があった場合)

区分	町民税・県民税		所得税(参考)	
	保険料	控除額	保険料	控除額
地震保険	50,000円以下	保険料の1/2	50,000円以下	保険料の全額
	50,001円以上	25,000円	50,001円以上	50,000円
旧長期損害保険	5,000円以下	保険料の全額	10,000円以下	保険料の全額
	5,001円～15,000円	保険料×0.5+2,500円	10,001～20,000円	保険料×0.5+5,000円
	15,001円以上	10,000円	20,001円以上	15,000円
控除上限	あわせて25,000円		あわせて50,000円	

⑰寡婦控除、⑯ひとり親控除

区分	対象	町民税・県民税	所得税(参考)
ひとり親	婚姻歴や性別にかかわらず、総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子(※1)がいるひとり親で、前年の合計所得金額が500万円以下の方	30万円	35万円
寡婦	上記の「ひとり親」に当たらない方で次の①又は②に当てはまる方 ①夫と離婚した後婚姻しておらず、扶養親族(※2)がいる方で、前年の合計所得金額が500万円以下の方 ②夫と死別した後婚姻していない方や、夫が生死不明などの方で、前年の合計所得金額が500万円以下の方	26万円	27万円

(※1)生計を一にする子が、他の方の同一生計配偶者や扶養親族にされている場合は除きます。

(※2)合計所得金額が58万円以下で、他の方の同一生計配偶者や扶養親族にされていない方に限ります。

寡婦控除、ひとり親控除のいずれについても、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある方は対象外です。

## ⑨勤労学生控除

(学生又は生徒であって、合計所得金額が 85 万円以下で、自己の勤労によらない所得が 10 万円以下の場合)

町民税・県民税	所 得 税(参 考)
26 万円	27 万円

## ⑩障害者控除(本人、同一生計配偶者または、扶養親族が障害者の場合)

	町民税・県民税	所 得 税(参 考)
普通障害	26 万円	27 万円
特別障害(同居以外)	30 万円	40 万円
同居特別障害	53 万円	75 万円

特別障害…身体障害者手帳に身体上の障害程度が一級又は二級と記載された方、精神障害者保健福祉手帳に障害等級が一級と記載された方、重度の知的障害者と判定された方、いつも病床について複雑な介護を受けなければならない方など

## ⑪配偶者控除、⑫配偶者特別控除(生計を一にする配偶者の合計所得金額が 58 万円を超える 133 万円以下で、あなたの合計所得が 1,000 万円以下の場合)

配偶者の 合計所得金額	納税義務者の合計所得金額					
	900万円以下		900万円超950万円以下		950万円超1000万円以下	
	配偶者控除額					
58万円以下	町・県民税	所得税(参考)	町・県民税	所得税(参考)	町・県民税	所得税(参考)
70歳未満	33万円	38万円	22万円	26万円	11万円	13万円
70歳以上	38万円	48万円	26万円	32万円	13万円	16万円
配偶者の合計所得金額	配偶者特別控除額					
58万円超95万円以下	33万円	38万円	22万円	26万円	11万円	13万円
95万円超100万円以下	33万円	36万円	22万円	24万円	11万円	12万円
100万円超105万円以下	31万円		21万円		11万円	
105万円超110万円以下	26万円		18万円		9万円	
110万円超115万円以下	21万円		14万円		7万円	
115万円超120万円以下	16万円		11万円		6万円	
120万円超125万円以下	11万円		8万円		4万円	
125万円超130万円以下	6万円		4万円		2万円	
130万円超133万円以下	3万円		2万円		1万円	
133万円超	0円		0円		0円	

## ⑪扶養控除(生計を一にする親族で、前年中の合計所得金額が 58 万円以下の場合)

控除対象扶養親族	町民税・県民税	所得税(参考)	
一般の控除対象扶養親族	16 歳以上 19 歳未満及び 23 歳以上 70 歳未満	33 万円	38 万円
特定扶養親族	19 歳以上 23 歳未満	45 万円	63 万円
老人扶養親族(同居老親等)	70 歳以上	45 万円	58 万円
老人扶養親族(同居老親等以外の方)	70 歳以上	38 万円	48 万円

※16 歳未満の年少扶養控除が平成 23 年分所得の申告から廃止されました。また、特定扶養親族のうち 16 歳以上 19 歳未満の方の扶養控除上乗せ部分(町民税・県民税 12 万円、所得税 25 万円)が廃止されました。これに伴い控除の区分が「一般の控除対象扶養親族」となり、控除の額が県・町民税 33 万円、所得税 38 万円となりました。

④特定親族特別控除(生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族で合計所得金額が 58 万円を超え 123 万円以下の場合)

親族の合計所得金額	町民税・県民税	所得税(参考)
58 万円超 85 万円以下	45 万円	63 万円
85 万円超 90 万円以下		61 万円
90 万円超 95 万円以下		51 万円
95 万円超 100 万円以下	41 万円	41 万円
100 万円超 105 万円以下	31 万円	31 万円
105 万円超 110 万円以下	21 万円	21 万円
110 万円超 115 万円以下	11 万円	11 万円
115 万円超 120 万円以下	6 万円	6 万円
120 万円超 123 万円以下	3 万円	3 万円

⑤基礎控除(合計所得金額が 2,500 万円以下の方が該当します。)

合計所得金額	町民税・県民税	所得税(参考)
132 万円以下	43 万円	95 万円(※)
132 万円超 336 万円以下		88 万円(※)
336 万円超 489 万円以下		68 万円(※)
489 万円超 655 万円以下		63 万円(※)
655 万円超 2,350 万円以下		58 万円
2,350 万円超 2,400 万円以下		48 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下	29 万円	32 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下	15 万円	16 万円
2,500 万円超	適用なし	適用なし

※町民税・県民税の基礎控除額に変更はないですが、所得税の基礎控除額は租税特別措置法第 41 条の 16 の 2 の規定により合計所得金額が 655 万円以下の方については基礎控除 58 万円にそれぞれ 37 万円、30 万円、10 万円、5 万円が加算された金額になります。

⑥雑損控除(災害や盗難などにより住宅や家財などに損害を受けた場合)

町民税・県民税	所 得 税(参 考)
①と②のいずれか多い方の金額	
①(損害金額－保険金などで補填される額)－ 総所得金額等の10%	
② (損害金額－保険金などで補填される額)のうち災害関連支出の金額－5万円	

⑦医療費控除(一年間に支払った医療費が一定の金額以上あった場合)※最高限度額 200 万円

町民税・県民税	所 得 税(参 考)
(支払った医療費の額－保険金、高額療養費などで補填される額)から ① 10万円	
①と②のいずれか少ない方を差し引いた金額	② 総所得金額等の5%

医療費控除・医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)のいずれか適用を受ける方は、領収書の提出の代わりに必ず「医療費控除の明細書」、「セルフメディケーション税制の明細書」を申告書提出の際に添付しなければならないこととされました。詳細は国税庁及び厚労省 HP でご確認ください。

医療費控除を申告する際には必ず医療費の集計をお願いします。(医療を受けた人と病院ごとに分けて集計してください。)

明細書の記入内容の確認のため、医療費等の領収書は確定申告期限等から 5 年間保存する必要があります。税務署長等から当該明細書に係る医療費等の領収書の提示又は提出を求められた場合には、当該領収書の提示又は提出をしなければならないこととされました。

## ■「15 寄附金に関する事項」欄について

平成 21 年度から、町民税・県民税における寄附金控除については、所得控除から税額控除に変わりました。控除額については下表のとおりですが、申告書には種類別の寄附金額を記入してください。

	町民税・県民税(税額控除)	所 得 税(所得控除)
対 象	①地方公共団体(都道府県、市町村、特別区)に対する寄附金(ふるさと納税) ②都道府県共同募金会、日本赤十字社の支部に支出した寄附金 ③所得税の控除対象寄附金のうち、地方公共団体が条例で指定した寄附金	国や地方公共団体、社会福祉法人など特定の団体に支出した寄附金や特定の政治献金など
控除額	寄附金額と総所得金額等の 30%のいずれか少ない方の金額から 2,000 円を差し引いた金額の 10%を所得割額から控除します。 ※上記①の寄附金については、寄附金から 2,000 円を差し引いた金額に、90%から所得税の限界税率 × 1.021 を引いた率をかけた金額を上乗せして控除します。 (町民税・県民税の所得割額の2割が上限です。)	寄附金額と総所得金額等の 40%のいずれか少ない方の金額から 2,000 円を差し引いた金額を所得から控除します。

○東日本大震災義援金として日本赤十字社や中央共同募金会等の募金団体にした寄附金については、最終的に被災地方公共団体等に拠出されるものとして、①扱いとなり、町民税・県民税の特例控除を受けることができます。

○ふるさと納税(個人住民税に係る寄附金税額控除の特例控除額部分)の対象となる地方団体は一定の基準に基づき総務大臣が指定します。※対象となる地方団体については、総務省ふるさと納税ポータルサイト『ふるさと納税に係る指定制度について』を参照してください。指定対象外の団体に対して令和元年 6 月 1 日以後に支出された寄附金については、ふるさと納税の対象外となります(個人住民税に係る寄附金税額控除の特例控除額部分の対象外となります)が、所得税の所得控除及び個人住民税の基本控除の対象になります。)

※参考総務省 HP

([http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_zeisei/czaisei/czaisei\\_seido/furusato/topics/20190514.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/topics/20190514.html))

○ふるさと納税ワンストップ特例制度について

ふるさと納税ワンストップ特例制度は次の①、②の要件を満たす方が対象となります。

① 所得税の確定申告や町県民税の申告をする必要がない方

ふるさと納税の寄附金控除を受ける以外の目的で申告をする必要がない方

②ふるさと納税(その年の 1 月 1 日～12 月 31 日)をした団体が 5 団体以下の方

※対象外となる主な例

・確定申告を行う必要がある事業所得のある方など

・給与所得者で給与が 2 か所以上から支給がある場合や給与所得以外の所得(不動産所得、配当所得、一時所得、土地・

建物・株式等の譲渡所得や 雜所得など)がある方

・公的年金等所得者で確定申告または町県民税の申告を必要とする方

・医療費控除などの各種所得控除や住宅ローン控除の適用を受けるために確定申告をする方など

・ふるさと納税以外で寄付をされた方

・ふるさと納税をした団体が 5 団体を超える場合、ワンストップ特例制度は適用されません。

## ■別表1 紙与に係る所得の計算

紙与、賃金、賞与、歳費やこれらの性質を持つもの

紙与の収入金額	給与所得の計算
650,999円以下	0円
651,000円～1,899,999円	収入金額-650,000円
1,900,000円～3,599,999円	収入金額÷4=A(千円未満切り捨て) A×2.8-80,000円
3,600,000円～6,599,999円	収入金額÷4=A(千円未満切り捨て) A×3.2-440,000円
6,600,000円～8,499,999円	収入金額×0.9-1,100,000円
8,500,000円以上	収入金額-1,950,000円

※次の(1)または(2)に該当する場合は、紙与所得から所得金額調整控除額を控除します。

(1)前年の紙与等の収入金額が850万円を超える、次の①から③のいずれかに該当する場合

- ①特別障害者に該当する
- ②年齢23歳未満の扶養親族を有する
- ③特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

所得金額調整控除額=(紙与等の収入金額(1,000万円を超える場合には1,000万円)-850万円)×10%

(2)紙与所得控除後の紙与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、紙与所得控除後の紙与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

所得金額調整控除額=(紙与所得控除後の紙与等の金額(10万円を限度)+公的年金等に係る雑所得の金額(10万円を限度))-10万円

※(1)と(2)両方に該当する場合は、(1)の控除後の金額から(2)を控除します。

## ■別表2 公的年金等に係る雑所得の計算

国民年金、厚生年金、恩給、確定給付企業年金、確定拠出企業年金など

65歳未満(令和7年分所得:昭和36年1月2日以後に生まれた人)の場合

		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
公的年金等の収入金額	~1,299,999円	公的年金等の収入金額 -60万円	公的年金等の収入金額 -50万円	公的年金等の収入金額 -40万円
	1,300,000円~ 4,099,999円	公的年金等の収入金額 ×75%-27.5万円	公的年金等の収入金額 ×75%-17.5万円	公的年金等の収入金額 ×75%-7.5万円
	4,100,000円~ 7,699,999円	公的年金等の収入金額 ×85%-68.5万円	公的年金等の収入金額 ×85%-58.5万円	公的年金等の収入金額 ×85%-48.5万円
	7,700,000円~ 9,999,999円	公的年金等の収入金額 ×95%-145.5万円	公的年金等の収入金額 ×95%-135.5万円	公的年金等の収入金額 ×95%-125.5万円
	1,000万円~	公的年金等の収入金額 -195.5万円	公的年金等の収入金額 -185.5万円	公的年金等の収入金額 -175.5万円

65歳以上(令和7年分所得:昭和36年1月1日以前に生まれた人)の場合

		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
公的年金等の収入金額	~3,299,999円	公的年金等の収入金額 -110万円	公的年金等の収入金額 -100万円	公的年金等の収入金額 -90万円
	3,300,000円~ 4,099,999円	公的年金等の収入金額 ×75%-27.5万円	公的年金等の収入金額 ×75%-17.5万円	公的年金等の収入金額 ×75%-7.5万円
	4,100,000円~ 7,699,999円	公的年金等の収入金額 ×85%-68.5万円	公的年金等の収入金額 ×85%-58.5万円	公的年金等の収入金額 ×85%-48.5万円
	7,700,000円~ 9,999,999円	公的年金等の収入金額 ×95%-145.5万円	公的年金等の収入金額 ×95%-135.5万円	公的年金等の収入金額 ×95%-125.5万円
	1,000万円~	公的年金等の収入金額 -195.5万円	公的年金等の収入金額 -185.5万円	公的年金等の収入金額 -175.5万円

※障害年金や遺族年金は、課税の対象となりません。

## ■上場株式等の配当所得等に係る課税方式について(令和5年分以降の所得税(令和6年度住民税)から適用)

上場株式等の配当所得等については、所得税と個人町民税・県民税において異なる課税方式の選択が可能とされてきましたが、金融所得課税は所得税と個人町民税・県民税が一体として設計されてきたことなどを踏まえ、公平性の観点から、課税方式を所得税と一致させることとなりました。

なお、これらの所得を申告した場合、合計所得金額や総所得金額等に加算されるため、税における扶養控除や配偶者控除、非課税の判定のほか各種保険料等の算定に影響がでることがあります。

## ■配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額

上場株式等の配当等については、所得税 15.315%(復興特別所得税分含む)と住民税 5%(配当割)の合計 20.315%の税率で源泉徴収(特別徴収)されています。(源泉徴収される特定口座の上場株式等譲渡所得も同じ。)確定申告をしないで源泉徴収で済ませる確定申告不要制度を選択し、これらの所得を申告しないことも可能です。確定申告した場合は、申告書第二表住民税に関する事項欄に配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額を記入することで個人住民税の所得割から税額控除されます。※個人住民税において申告しないことを選択した場合や、納税通知書送達後に確定申告書を提出した場合は当該控除の適用はありません。

## ■上場株式等の配当所得等の申告期限

平成15年税制改正により、上場株式等の配当所得等は納税通知書が送達される前までに申告された金額について課税計算上反映することとなりました。送達後に確定申告等で申告があつても課税計算に反映できません。

## ■住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)

所得税で住宅ローン控除の適用を受け、控除しきれない額がある場合、住民税にも控除が適用されます。

※詳細は国税庁 HP をご確認ください。

(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1211-1.htm>)

### 手続き方法

**初年度の方…税務署での確定申告が必要です。**

2年目以降の方…給与所得のみで所得税の住宅ローン控除を含む年末調整が済んでいる方で、勤務先から町へ給与支払報告書が提出されている場合、町への手続きは不要です。年末調整の済んでいない方や給与所得以外の所得がある方は確定申告が必要です。

## ■国外に居住する親族等の申告に添付又は掲示しなければならない書類の見直し

国外に居住する親族について、扶養控除等(扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除又は障害者控除)の適用を受ける場合は、国外に居住する配偶者や親族の生活費に充てるために支払をしたことを証明する「送金確認書類」等を申告の際に添付または掲示する必要があります。

令和7年度の申告以降は「送金関係書類」として、資金決済に関する法律第2条第12項に規定する電子決済手段等取引業者の書類又はその写しで、当該電子決済手段等取引業者が納税義務者の依頼に基づいて行う電子決済手段の移転によって当該親族等に支払いをしたことを明らかにするものが追加されました。

※詳しくは国税庁 HP でご確認ください。

(<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/kokugai/index.htm>)

## ■給与所得控除

令和7年度分所得税、令和8年度住民税から給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に改正されました。

## ■扶養親族等に係る所得要件の引上げ

同一生計配偶者、扶養親族の所得要件が48万円から58万円に引上げられました。また、勤労学生控除の所得要件が75万円から85万円に引上げられました。

## ■用語の解説

- ・扶養親族……………あなたと生計を一にする配偶者以外の親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族)、都道府県知事から養育を委託された児童又は市町村長から養護を委託された老人で、前年の合計所得金額が58万円以下の方。ただし、青色申告者の事業従事者として給与の支払を受けている方や、白色申告者の事業専従者の方は該当しません。
- ・控除対象扶養親族…扶養親族のうち、平成22年1月1日以前生まれの方。(16歳以上)
- ・特定扶養親族…………控除対象扶養親族のうち、平成15年1月2日から平成19年1月1日生まれの方。(19歳以上23歳未満)  
※特定扶養親族の要件を満たし、合計所得金額が58万円超123万円以下の方は特定親族特別控除の対象になります。
- ・老人扶養親族…………控除対象扶養親族のうち、昭和31年1月1日以前生まれの方。(70歳以上)
- ・同居老親等…………老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属(父母、祖父母など)で、あなたや配偶者との同居を常としている方。(病気の治療のため入院していることにより別居となっている場合でも、同居に該当するとして差し支えありません。ただし、老人ホーム等の施設に入所している場合は、その施設が居所となり、同居しているとはいえません。)
- ・生計を一にする…………日常の生活の資を共にすることをいいます。会社員などが勤務の都合により家族と別居している又は親族が修学、療養のために別居している場合でも、
  - ①生活費、学資金又は療養費などを常に送金しているときや
  - ②日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には他の親族のもとで起居を共にしているときは、「生計を一にする」ものとして取り扱われます。
- ・障害者……………12月31日(年の中途中で死亡した場合にはその死亡の日)の現況において、次のいずれかに該当する、精神や身体に障害のある方
  - 身体障害者手帳や戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
  - 児童相談所などにより知的障害者と判定された方
  - 65歳以上の方で障害の程度が障害者に準ずるものとして市町村の認定(要介護認定等)を受けている方
- ・特別障害者……………障害者のうち、次の特に重度の障害のある方
  - 身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級と記載されている方
  - 精神障害者保健福祉手帳に障害等級が一級と記載されている方
  - 重度の知的障害者と判定された方(療育手帳A1・A2)
  - 65歳以上の方で障害の程度が障害者に準ずるものとして市町村の認定を受けている方
- ・同居特別障害者…………特別障害者である控除対象配偶者や扶養親族で、あなたや配偶者、生計を一にする親族と同居を常としている方。(病気の治療のため入院していることにより別居となっている場合でも、同居に該当するとして差し支えありません。ただし、施設に入所している場合は、その施設が居所となり、同居しているとはいえません。)
- ・利用者識別番号…………利用者識別番号とは、マイナンバー(個人番号)とは別の番号で、e-Taxを利用する際に1人につき1つ必要で、転居しても原則同じ番号を使用できます。初めてe-Taxを利用する方など、利用者識別番号をお持ちでない方は、確定申告等作成コーナーから、「電子申告・納税等開始(変更)届出書」の作成・提出をすることができます。